

○世田谷区施設栽培促進補助金交付要綱

平成20年4月1日20世都農第15号

改正

平成26年3月31日25世都農第394号

平成30年3月8日29世都農第448号

平成31年3月11日30世都農第418号

令和8年3月31日7世都農第566号

(通則)

第1条 施設栽培促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内の農地（以下「生産緑地」という。）で農業を営む者に、ビニールハウス等の施設の設置に要する費用を助成することにより、世田谷の農業の振興を図り、区内への農産物の供給を促進するとともに、生産緑地を保全し、良好な都市環境を形成することを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、野菜、花き又は果樹等を栽培する農業の営むに必要となる次に掲げる施設の設置とする。

(1) ビニールハウス

(2) 強化型ビニールハウス（おおむね耐積雪荷重25kg/m²、耐風荷重40m/s以上の耐力を有するビニールハウスをいう。以下同じ。）

(3) 温室

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 区内に住所を有すること。

(2) 区内に存する300平方メートル以上の生産緑地において農業又は養畜の事業を営んでいること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費に10分の5を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項及び第3項において同じ。）とする。ただし、次の

各号に掲げる設置する施設の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「補助金限度額」という。）を超えることができないものとする。

（１）ビニールハウス及び温室 当該補助事業を行う者に係る区内に存する生産緑地の面積10平方メートルにつき1,000円を乗じて得た額と500,000円のいずれか低い額

（２）強化型ビニールハウス 2,000,000円

2 前項の規定にかかわらず、同項第１号に掲げる施設を設置する場合であって区長が特に必要と認めたときは、補助事業に要する経費に10分の５を乗じて得た額の範囲内で、補助金限度額の３倍の額を、補助金の交付額の上限とすることができる。

3 第１項ただし書の規定にかかわらず、災害その他不可避の事情により、補助事業を追加で行うことが第２条の目的に鑑みて合理的であると認められる場合の補助金の交付額は、補助事業に要する経費に10分の５を乗じて得た額とする。この場合において、補助金の交付額の上限は、補助金限度額に当該事情に応じて区長が定める係数（1.0以上5.0以下）を乗じて得た額とする。

4 前３項の規定による補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

5 区長は、補助金の交付を受けようとする者が前年度において第２項の規定により算定された補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度及び翌々年度の予算に係る補助金を交付しないものとする。ただし、第１項第２号に掲げる施設を設置する場合は、この限りでない。災害その他不可避の事情により、補助事業を追加で行うことが第２条の目的に鑑みて合理的であると認められる場合も、同様とする。

（補助金の交付申請）

第６条 区長は、補助金の交付を受けようとする者に、世田谷区施設栽培促進補助金交付申請書（第１号様式。以下「補助金交付申請書」という。）を、補助事業実施計画書（第２号様式）とともに提出させなければならない。

（交付の決定及び通知）

第７条 区長は、補助金交付申請書の提出があったときは、次に掲げる事項を調査した上で、補助金の交付の可否を決定するものとする。

（１） 補助事業実施計画書の内容

（２） 生産緑地における農業の経営状況

（３） 前２号に掲げるもののほか区長が必要と認めること

2 区長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、その決定の内容及びこれにつけた条件を世田谷区施設栽培促進補助金交付決定通知書（第３号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことを決定したときは、世田谷区施設栽培促進補助金不交付決定通知書（第４号様式）により、当該補助金交付申請書を提出した者に速やかに通知しなければならない。

3 強化型ビニールハウスに係る前項の規定による補助金の交付の決定には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合において区が要請したときは、当該強化型ビニールハウスを避難スペースとして区民に使用させることを条件として付するもの

とする。

（補助事業の変更の承認）

第8条 区長は、補助金交付決定通知書による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、世田谷区施設栽培促進補助金補助事業変更・中止承認申請書（第5号様式）を、補助事業変更計画書（第6号様式）とともに提出させ、その承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（1） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。

（3） 補助事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止を承認したときは、その旨を世田谷区施設栽培促進補助金補助事業変更・中止承認書（第7号様式）により、申請をした補助事業者へ通知するものとする。

（事故報告）

第9条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者をして世田谷区施設栽培促進補助金補助事業事故報告書（第8号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、書面により適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第10条 区長は、補助事業の進捗状況を的確に把握するため必要があると認めるときは、世田谷区施設栽培促進補助金補助事業実施状況報告書（第9号様式）を提出させるものとする。

（遂行命令）

第11条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査その他補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者へこれらに従って遂行すべきことを、世田谷区施設栽培促進補助金補助事業遂行命令通知書（第10号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を世田谷区施設栽培促進補助金補助事業停止命令通知書（第11号様式）により命ずるものとする。

（実績報告）

第12条 区長は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助事業者へ世田谷区施設栽培促進補助金補助事業実績報告書（第12号様式）。以下

「実績報告書」という。)を提出させなければならない。

- 2 区長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件（以下「決定内容等」という。）に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（是正のための措置）

第13条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、補助事業者に対して世田谷区施設栽培促進補助金補助事業是正命令通知書（第13号様式）により命ずるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者、その結果を実績報告書により報告させなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 区長は、第12条第2項の規定による実績報告書の審査の結果、補助事業の内容が、決定内容等に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、世田谷区施設栽培促進補助金交付額確定通知書（第14号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第15条 区長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、別に指定する日までに補助事業者、世田谷区施設栽培促進補助金交付請求書（第15号様式）を提出させるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に当該請求に係る補助金を支払うものとする。

（交付決定の取り消し）

第16条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 生産緑地の全部又は一部が廃止されたことにより、第14条の規定により確定した補助金の交付額が補助金限度額を上回ることとなったとき。
- (4) 実績報告書により報告された補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が、著しく第6条の交付申請の内容を下回るとき。
- (5) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (6) 補助事業に関し、他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定による取り消しをしたときは、その内容を、補助事業者に世田谷区施設栽培促進補助金交付決定取消通知書（第16号様式。以下「補助金交付取消通知書」という。）により速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に補助金交付取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第18条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第16条第1項第3号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で加算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第19条 前条第1項の期間により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた額に達するまでは、その納付金額は、まず、返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第20条 第18条第2項の規定により、区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（補助金の一時停止）

第21条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（財産処分の制限）

第22条 区長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した土地及びその従物又は別表に掲げる財産の処分（補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しく廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該補助事業者が世田谷区施設栽培促進補助金財産処分承認申請書（第17号様式）によりあらかじめその処分に係る承認の申請をさせなければならない。ただし、同表種類の欄に掲げるものについて、それぞれ同表処分制限期間の欄に掲げる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、その旨及び承認の条件を世田谷区施設栽培促進補助金財産処分承認書（第18号様式）により、申請をした補助事業者へ通知するものとする。

（書類の保存）

第23条 区長は、補助事業者が補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

（委任）

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、経済産業部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日25世都農第394号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日29世都農第448号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日30世都農第418号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日7世都農第566号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第22条関係）

処 分 制 限 財 産		処分制限 期 間
種 類	細 目	
ビニールハウス・強化型ビニールハウス・ 温室	パイプハウス	7 年
	鉄骨ハウス	15年